

第18回（仮称）釧路市自治基本条例検討委員会 次第

■日時 平成26年7月18日（金）18:00～20:00

■場所 釧路市交流プラザさいわい 小ホール

1 開会

2 議事

（1）用語の定義について【資料1】【資料2】

（2）条例素案のたたき台の検討

3 その他

4 閉会

【配付資料】

資料 1 「市民」の定義に関する議論の整理（第 17 回検討委員会）

資料 2 「市民」の定義に関する用語の整理（たたき台）

感想記入シート

【第 13 回検討委員会資料】

資料 3-1（仮称）釧路市自治基本条例（素案のたたき台）

資料 3-2（仮称）釧路市自治基本条例（素案のたたき台）検討用資料

資料 3-3（仮称）釧路市自治基本条例（素案のたたき台）掲載条項一覧

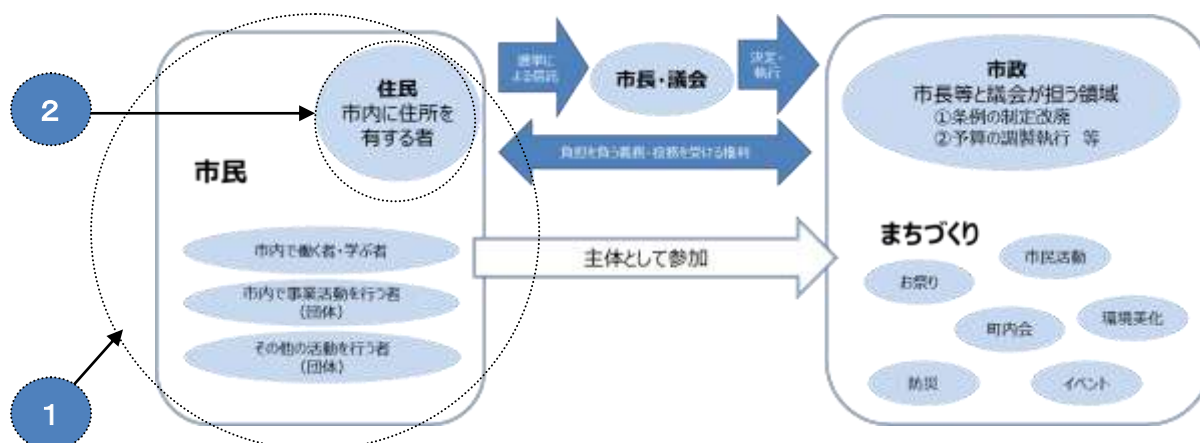
【第 15 回検討委員会配付資料】

参考資料 1 自治基本条例 条文比較

「市民」の定義に関する議論の整理（第 17 回検討委員会）

前回共通認識に至った内容

「まちづくり」は、（市内に住所を有する）「住民」だけでなく、市内で働く者、学ぶ者、事業活動やその他の活動を行う者や団体も関わって行われる



論点 1 「まちづくり」の主体（上図①）を、何と呼ぶか

意見(1) ①を「市民」と呼ぶべき（②は住民と呼ぶべき）

この条例の趣旨を考えると、「まちづくりをする人」こそが「市民」である。

意見(2) ①は「市民等」と呼ぶべき（②を「市民」と呼ぶべき）

日常用語としての「市民」は、「そこに住んでいる人」を指するのが一般的。

論点 2-1 「まちづくり」の主体（上図①）と「市内に住所を有する者」（上図②）を、条項毎に区別して表記すべきか

意見(1) ①と②は区別して表記すべき

①と②は「投票をする権利」、「税金を納める義務」等、大きな差がある。条例という形式である以上、その違いは厳密に表すべき。

意見(2) ①と②を区別して表記する必要は無い（両方「市民」と呼ぶ）

①と②は対立する概念ではなく、場面に応じて正しい意味は読み取れると思うから。（例：選挙では、「市民」は自動的に「選挙権を持つ人」の意味になる）

論点 2-2

①と②を区別すべき条項はどれか

**第４条第２項（基本理念）、第９条第１項（市長の責務）、
第２０条第１項（住民投票）などは①に限定すべき**

市政を市長に信託できて、市政に関する重要事項について意思を表明できるのは、「市内に住所を有する者」だけだから。

「市民」の定義に関する用語の整理（たたき台）

○「素案のたたき台」から変更した箇所は見え消しにし、網掛けをしています。

○暫定的に、各単語は以下の定義で用いています。

住民 市内に住所を有する者

市民 市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者又は事業者

まちづくり 公共の福祉の増進を目的として行われる全ての公共的な活動

市政 まちづくりのうち、市が担うもの

○「住民」「市民」「市政」「まちづくり」には下線を引いています。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市のまちづくりに関し、基本理念及び基本原則を定め、並びに市民の権利及び責務並びに市の責務を明らかにするとともに、まちづくりの基本的事項を定めることにより、市民自治によるまちづくりの実現を図ることを目的とする。

（この条例の位置付け）

第2条 案①

第2条 この条例は、本市のまちづくりの基本であり、市民及び市は、まちづくりの推進に当たり、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

2 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本的な構想及び計画（以下「基本構想等」という。）その他のまちづくり市政に関する計画の策定及び変更並びにまちづくり市政に関する条例、規則等の制定及び改廃に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

第2条 案②

第2条 この条例は、本市のまちづくりの基本的な事項を定める最高規範であり、市民及び市は、まちづくりの推進に当たり、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

～ 以下同じ ～

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) **住民** 市内に住所を有する者をいう

(2) **市民** 市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者又は事業者（市内で事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。以下同じ。）をいう。

(3) 市 議会及び市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）をいう。

(4) **まちづくり** 公共の福祉の増進を目的として行われる全ての公共的な活動をいう。

(5) **市政** **まちづくり**のうち、市が担うものをいう。

(6) 協働 **まちづくり**の課題に対して、**市民**と市がともに考え、協力しながら取り組む事をいう。

(7) コミュニティ 町内会等の地縁による団体、**市民**が**まちづくり**の推進を目的として自主的に構成する特定非営利活動法人等の団体その他これらに類する団体をいう。

(基本理念)

第4条 **まちづくり**の主体は、**市民**であることを基本とする。

2 **市政**は、**市民住民**の信託に基づき行われるものであることを基本とする。

(基本原則)

第5条 **市民**及び市は、次に掲げる基本原則に基づき、**まちづくり**を行うものとする。

(1) 情報共有の原則 **市民**及び市は、**まちづくり**に関する情報を共有すること。

(2) **市民**参加の原則 **市民**は、**まちづくり**の主体として、**まちづくり**への参加を進め、市は、その機会を保障すること。

(3) 協働の原則 **市民**及び市は、相互理解のもと協働すること。

2 市は、前項の基本原則の実施に当たっては、人種、宗教、信条、性別、社会的身分、障がいの有無、経済状況等によって**市民**が不当に不利益を受けないようにしなければならない。

第2章 権利及び責務

(**市民**の権利)

第6条 **市民**は、**まちづくり**に参加することができる。

2 **市民**は、**市政**に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。

3 **市民**は、**まちづくり**への参加又は不参加を理由に不利益を受けない。

(**市民**の責務)

第7条 **市民**は、**まちづくり**の主体であることを認識するとともに、**まちづくり**に参加するよう努めるものとする。

2 **市民**は、**まちづくり**に参加するに当たっては、公共の福祉を意識し、自らの発言と行動に責任を持つものとする。

(事業者の責務)

第8条 事業者（市内で事業活動その他の活動を行う者及び団体をいう。）は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

(市長の責務)

第9条 市長は、**市民住民**から信託を受けた本市の代表者として、公正かつ誠実に行政運営を行わなければならない。

2 市長は、**市民住民**の意思を把握し、**市政**に反映させるよう努めなければならない。

3 市長は、市職員を適切に指揮監督するとともに、**市政**の課題に的確に対応できる人材の育成に努め、効率的かつ効果的に組織運営を行わなければならない。

(市職員の責務)

第10条 市職員は、全体の奉仕者として公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 市職員は、職務の遂行に必要な能力の向上に努めなければならない。

(議会及び議員の責務)

第11条 議会は、本市の意思決定機関並びに市長等の監視及び評価機関として、公正かつ透明で**市民住民**に分かりやすい開かれた議会運営に努めなければならない。

2 議員は、**市政**全般に関する課題、**市民住民**の意見等を的確に把握し、公共の福祉の増進に反映させるよう努めなければならない。

第3章 コミュニティ

第12条 **市民**及び市は、コミュニティの重要性を認識し、コミュニティを守り、育てるよう努めるものとする。

2 **市民**は、自らが地域社会の一員であることを認識し、自主的にコミュニティに参加し、**まちづくり**に主体的に取り組むよう努めるものとする。

3 市は、コミュニティの自主性及び自律性を尊重しながら、その活動を支援するよう努めなければならない。

第4章 情報共有

(情報共有)

第13条 市は、まちづくりに関する情報を適切かつ分かりやすい形で市民に提供し、市民との情報の共有に努めなければならない。

2 市民は、まちづくりに対する関心を高め、まちづくりに関する情報の収集に努めるとともに、自ら情報を発信し、他の市民や市との情報の共有に努めるものとする。

(情報公開)

第14条 市は、市政の諸活動を市民に説明する責務を全うするため、公文書の開示等について必要な措置を講じるとともに、情報の公開に努めなければならない。

(個人情報保護)

第15条 市は、個人の権利利益の保護及び公正で民主的な市政の実現を図るため、市が保有する個人情報を適正に取り扱わなければならない。

第5章 市民参加及び協働

(市民参加)

第16条 市は、まちづくりへの市民参加の機会を保障するものとし、そのための制度の充実に努めなければならない。

(協働)

第17条 市は、市民と市の協働によるまちづくりを推進するための施策を策定し、及び実施するとともに、市民と市の協働の実効性を高めるよう努めなければならない。

2 市は、前項に規定する施策を実施するに当たっては、市民の自主性及び主体性を尊重しなければならない。

(子どものまちづくりへの参加)

第18条 市民及び市は、子どもがその年齢にふさわしい形でまちづくりに参加することができるよう配慮するものとする。

(男女平等参画)

第19条 市民及び市は、まちづくりにおいて男女平等参画を推進するよう努めなければならない。

(住民投票)

第20条 市は、市政に関する重要事項について、直接、市民住民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を行うことができる。

2 市長及び市議会議員の選挙権を有する者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条に定めるところにより、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる。

- 3 住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとする。
- 4 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(**市民**意見提出手続)

第21条 市は、市の基本的な政策等の策定、改定、廃止等（以下「政策策定等」という。）に当たっては、政策策定等の趣旨、目的、内容等を広く公表し、**市民**からの意見及び情報の提出を受け、これらに対する市の考え方等を公表しなければならない。

第6章 行政運営

(基本構想等)

第22条 市長は、基本構想等を策定するものとする。

- 2 市長は、基本構想等の策定に当たっては、**市民住民**の意見を広く反映させるため、**市民住民**が参加する機会の充実に努めなければならない。
- 3 市長は、基本構想等の進捗状況を適切に管理し、その結果を**市民住民**に分かりやすく提供するものとする。

(財政運営)

第23条 市長は、財政の状況を的確に把握し、中期的な見通しに立った健全な財政運営を図るよう努めなければならない。

- 2 市長は、予算編成に当たっては、基本構想等の進捗状況及び行政評価の結果を踏まえ、財源の効率的かつ効果的な活用に努めなければならない。
- 3 市長は、財政状況並びに予算及び決算の内容を分かりやすく公表し、財政運営の透明性を確保するよう努めなければならない。

(行政運営)

第24条 市長等は、効率的で公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。

(行政評価)

第25条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を図るため、行政評価を実施し、その結果を**市民住民**に分かりやすく公表するとともに、行政運営や施策等に反映させるよう努めなければならない。

- 2 市長等は、行政評価の実施に当たっては、**市民住民**、有識者等による外部評価の仕組みを整備するよう努めなければならない。

(行政手続)

第26条 市長等は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、処分、行政指導及び届出に係る手続を適切に行い、**市民**の権利利益の保護に努めなければならない。

(他の自治体等との連携)

第27条 市は、国及び北海道と対等な立場で、それぞれの役割分担を踏まえ、連携協力を努めるものとする。

2 市は、行政サービスの向上や効率的な行財政運営等を図るため、国内外の自治体等との交流、連携及び協力を努めるものとする。

第7章 この条例の見直し

第28条 市は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の見直しについて検討することが必要であると認めるときは、この条例の見直しを検討する組織を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。

FAX送信先：0154-22-4473

（釧路市総合政策部都市経営課宛）

感想記入シート

第18回検討委員会（平成26年7月18日開催）

※委員会の感想、
委員長への質問、
事務局への要望
等、自由に記入し
てください。

【連絡先】

釧路市総合政策部都市経営課 担当 河面

電話番号 0154-31-4502

FAX番号 0154-22-4473

E-mail shimpei.komo@city.kushiro.lg.jp